

3. 不良債権の状況

(1) 「金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額」

(単位:百万円)

区 分		債権額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D)=(B)+(C)	保全率 (D)/(A)	貸倒引当金 引当率 (C)/(A-B)
破産更生債権及び これらに準ずる債権	平成19年度	4,780	2,114	2,665	4,780	100.00%	100.00%
	平成20年度	3,907	2,043	1,864	3,907	100.00%	100.00%
危 険 債 権	平成19年度	2,865	1,746	738	2,484	86.72%	66.00%
	平成20年度	2,692	1,669	531	2,200	81.72%	51.90%
要 管 理 債 権	平成19年度	1,613	984	158	1,142	70.82%	25.14%
	平成20年度	1,039	660	102	763	73.43%	27.15%
不 良 債 権 計	平成19年度	9,258	4,845	3,562	8,407	90.81%	80.72%
	平成20年度	7,640	4,372	2,498	6,871	89.94%	76.48%
正 常 債 権	平成19年度	43,848					
	平成20年度	43,978					
合 計	平成19年度	53,107					
	平成20年度	51,618					

1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3ヶ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出債権です。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
5. 「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
6. 「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。